



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2950号 2016.4.8 発行

### 社説：障害者差別 解消へ新制度を育もう

朝日新聞 2016年4月8日

障害を持つ人への差別を禁じた新法が今月から施行された。

障害者差別解消法。2014年に批准した国連の障害者権利条約に合わせた法整備の一環だ。日常生活のさまざまな場面にかかわり、国民一人ひとりの意識と行動が問われる。誰もがお互いに尊重し支え合う社会への第一歩にしたい。

法律は国や自治体、民間事業者に対し障害を理由にした不当な差別的取り扱いを禁止した。障害者が直面する「壁」を取り除くための「合理的配慮」を行政機関に義務づけ、事業者も取り組みに努めるよう求めた。

例えば、車いすの利用者であることを理由にお店が入店を断れば、不当な差別的取り扱いにあたる。店にスロープを付けるなど車いすの人も使いやすくするのが合理的配慮だ。

耳が不自由な人との筆談、目が不自由な人への音読と、求められる配慮は多様だ。心臓病など見ただけではわかりにくい障害もある。援助や配慮が必要な人を示すマークの普及を急ぐなど、障害の特性に応じた細やかな対応や支援が大切になる。

合理的配慮は「負担が重すぎない範囲で」とされた。とりわけ、努力義務にとどまる民間事業者の対応がどこまで進むか、心配する声もある。

しかし、大がかりな施設の改修などをしなくてもやれることはあるはずだ。店の出入りに段差があるなら、店員が手を貸すことで対応できる。前向きに支援する方法を考え、工夫する姿勢でのぞんでほしい。

障害者団体からは、個々の相談や救済にあたる新機関の設置を求める声もあったが、今回の法律には盛り込まれず、一部の自治体が条約で独自に設けるのにとどまっている。

相談事例を共有し、対策を話し合う地域協議会もつくることになっているが、設置は今年度前半までの見込み分を含めても全市町村の3割に満たない。

個別の相談にどう向き合い、具体的な解決につなげていくか。先行する自治体の取り組みも参考に、3年後の見直しに向けた議論に生かしてほしい。

対応を求められるのは行政機関や事業者だけではない。例えばスーパーでは、駐車場の障害者用スペースに対象外の人が車を止めている、との苦情がしばしば寄せられるという。一人ひとりの意識改革が不可欠だ。

障害を持つ人がどんなことで困っていて、どのような支援を求めているのか。対話を重ね、お互いに理解を深めていくことが、新たな制度を定着させ、育てていくことにつながる。

### 社説：共生社会へ十分な対話を／障害者差別解消法施行

東奥日報 2016年4月5日

障害を理由とした不当な取り扱いを禁止する障害者差別解消法が1日施行された。役所や学校など公的機関には、その人の障害に合ったできる限りの工夫ややり方で障壁を取り除く「合理的配慮」を義務付けている。飲食店や交通機関、宿泊施設、金融機関などの民間事業者に対しても努力義務が求められ、法律の影響は日常生活のさまざまな場面に及ぶ。

障害者にとっては、差別的な行為に対し、改善を求める根拠となり、画期的な法律として期待されている。障害のある人もない人も安心して暮らせる共生社会への歩みを加速させる契機としたい。

問題は、この法律について十分な周知が進んでいないことだ。法律は2013年に成立し3年の周知期間があった。しかし、国の事業者向けの指針が今年に入ってから示されるなど対応の遅れもあり、自治体や企業も施行直前での準備を迫られた。

県内では法施行に合わせ職員対応要領を策定した自治体が県の調べで弘前、平内、板柳、横浜、風間浦の5市町村にとどまる。相談や紛争解決の組織づくりも含め総じて動きは鈍い。

まず法律が、どんな行為を「不当な差別」とし「合理的配慮」をどう定めているか、障害のある当事者や、法規制の対象となる公的機関、民間事業者ばかりでなく、共生社会を構成するすべての住民が理解を深める必要がある。

例えば、段差のある店で、車いすだからといって入店を拒否するのは「不当な差別」に当たる。話し合いによって店員が車いすを持ち上げて運ぶなど、できる範囲の工夫に努めれば「合理的配慮」が提供されたことになる。教育現場において学習障害で字を書くことが難しい生徒にタブレット端末の使用を認めるのも「合理的配慮」に当たる。

どうしても対応できないことは、理由を説明し理解を得るよう努めることが求められる。サービス提供者の態度としては当然とも思えるが、依然として無理解や偏見に苦しむ障害者は少なくない。

またどのような配慮が求められるのかは一律ではなく、障害の特性やそれぞれの場面、状況によって異なる。何が必要か障害者側からの意思表示も大切だ。特性への理解が足りずに無用な対立や混乱を招いてはいけない。そのためには十分な対話の積み重ねが重要だ。

## 社説：年金運用損失 なぜ公表を遅らせる

中日新聞 2016年4月8日

公的年金の積立金を運用する独立行政法人（GPIF）の二〇一五年度の実績は大幅な赤字となる見通しだ。安倍政権が株式比率を倍増させた分、損失も膨らんだようだ。速やかに公表してほしい。

GPIFは国民から拠出された厚生年金、国民年金の保険料積立金百三十兆円超を運用している。

年金運用に詳しい民間の専門家の試算によると、一五年度は約五兆円の損失が出たという。リーマン・ショックがあった〇八年度以来の大規模な水準で、GPIFが自主運用を始めた〇一年度以降、三番目の赤字額となる見通し。世界的な景気減速の影響だ。

試算では、損失内訳で最大は外国株式で三兆六千億円、その次が国内株式の三兆五千億円。逆に、国内債券は二兆六千億円の黒字となり、損失を一部穴埋めした。

安倍政権は一四年十月、国内債券が六割を占めていた資産構成割合を変え、国内外の株式比率を24%から50%に倍増させた。株式運用は市場が好調な時は収益も大きいですが、その分、もちろんリスクも高い。積立金は国民の“虎の子”の財産であり、長期的に安全かつ確実に運用すべきお金だ。

民進党の試算によると、従前の資産構成割合であれば、一五年度に損失は発生しなかった。

そもそも、資産割合の変更については十分な議論も、国民への説明もなかった。安倍晋三首相は一四年初め「日本の資産運用は大きく変わる。成長への投資に貢献するだろう」と国際会議でアピール。アベノミクスの成長戦略を後押しする狙いがあったのだ。

国内株式の比率を1%上げるだけで、一兆円超の資金が市場に流れる。株価を底支えする思惑があった、とみられてもしかたない。

厚生労働省は「運用状況は長期的に判断してほしい」と繰り返す。損失発生により、すぐさま今の受給者の年金額に影響があるわけではないが、損失が膨らむ一方なら、将来の

年金給付が減る恐れは否定できない。株式運用比率を再度、見直すべきではないか。

加えて、不可思議なのは、GPIFによる一五年度運用成績の公表日がいきなり「七月二十九日」に設定されたことだ。

例年、七月上旬には発表されていた。今年は同月に選挙がある。野党は「参院選後に公表を先送りする『損失隠し』」と批判する。そうみられてもしかたあるまい。国民には投票の判断材料の一つとして、選挙の前に一五年度運用実績をぜひ、公表してもらいたい。

## 社説：成年後見制度 利用者本位の見直しを

毎日新聞 2016年4月8日

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人の財産や権利を守る成年後見制度の利用促進を図る法律が今国会で成立する。認知症の人の急増に対応するため、担い手の少ない後見人を増やすことが狙いだ。現行制度は問題が多すぎる。利用促進の前に抜本的な見直しが必要だ。

議員立法で国会に提出された法案は二つある。新法の「成年後見制度の利用促進法案」は首相をトップとする利用促進会議を内閣府に設置し、後見人育成や財政支援を図る。

もう一つは、民法などを改正して後見人の権限を広げるものだ。被後見人宛ての郵便物の開封、死亡後の埋葬の契約など現行制度では認められていないことが可能になる。

2012年に462万人だった認知症高齢者は25年には700万人になると推計されており、悪質商法や財産搾取などの被害を防ぐための手立てを早急に講じる必要がある。後見人の担い手不足を解消し、制度を使いやすくすることが超党派の国会議員の間で検討されてきた。

現行制度では「後見」「保佐」「補助」の3類型があり、その担い手は家庭裁判所が選任する。被後見人がひとりのできる行為を最も厳しく制限する「後見」が8割を占めている。この権利制限に関しては、わが国も批准した国連障害者権利条約に抵触することが指摘されている。今回の利用促進法案では、より権利制限の少ない「保佐」や「補助」の利用を促す方策が盛り込まれている。

また、後見制度の利用者に関しては医師や介護福祉士などの国家資格が得られず、公務員にもなれないなどの「欠格条項」が多数ある。地方公務員として働いていた障害者が後見制度を利用したために雇用が継続できず、失業した例もある。この欠格条項の撤廃に向けた取り組みが進むことが期待されている。

ただ、弁護士や司法書士など専門職を後見人にとすると、少なくとも月2万～3万円の報酬を被後見人が払い続けなければならない、財産保護の必要性がなくなっても簡単には契約を解除できないなどの問題は残る。

後見人による財産の流用などの不正も後を絶たず、年間700人以上の後見人が選任を取り消されている。監督する立場の家庭裁判所は業務量が過重で十分にチェック機能を果たせておらず、発覚した不正は氷山の一角と指摘されている。

こうした問題を放置したまま利用を促進することは弊害が大きい。財産管理だけでなく、被後見人の意思を尊重し、本人が望む生活を実現することが制度の本来の目的である。

内閣府に設置する利用促進会議で現行制度の問題点を総ざらいし、抜本改正につなげる必要がある。

## <社説>成年後見制度法案 意思決定支援策が最優先だ 琉球新報 2016年4月8日

障がい者、高齢者の意思を尊重する制度づくりが必要だ。その観点から成年後見制度を検証し、問題点を改めることが先決だ。

成年後見制度の利用促進に向けた基本計画策定を国や自治体に義務付けることや、成年後見人の権限を強化することを目的とした成年後見制度利用促進法案が今国会で審議されている。

後見人の横領や着服の横行、国際条約との整合性など制度の問題点が指摘されている。今以上に後見人が障がい者らの意思決定に権限を持つような法制定には慎重であるべきだ。

成年後見制度は認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な成人に対し、財産の管理や契約行為を支援する後見人を付けるもので、2000年に創設された。背景にあるのは、急速に進む高齢化である。14年末で18万4670人が利用している。

リフォーム詐欺など認知症が進んだ高齢者や障がい者を狙った犯罪を抑止する面で後見制度は一定の役割を果たしてきた。しかし、後見人による着服や横領などの事件も多発している。

最高裁によると、未成年後見人も含む被害総額は14年の1年間で56億7千万円に上った。本県でも後見人の立場を利用した司法書士による横領事件が起きた。

障がい者や高齢者の意思決定に後見人が権限を行使する制度を逆手に取るような犯罪は許されない。後見制度利用を促進する前に、障がい者や高齢者の意思決定を尊重し、それを支援する環境整備を急ぐ必要がある。

成年後見制度は、14年に日本が批准した国連障害者権利条約との整合性も問われている。

条約は障がい者個人の尊厳と自律の尊重を掲げ、意思決定の支援に必要な措置を採るよう各国に呼び掛けている。国連障害者権利委員会は成年後見制度のような「代行決定方式」は条約違反であるとの見解を示している。

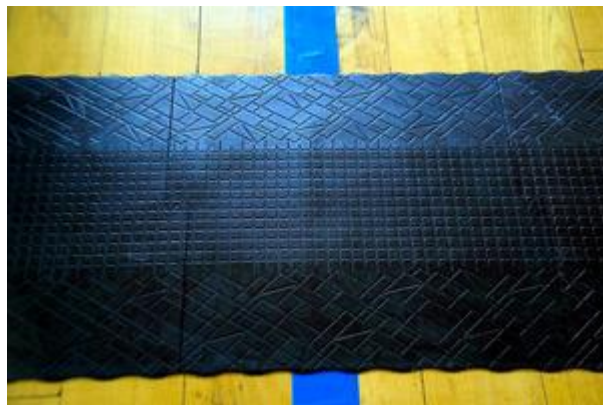
日本弁護士連合会も昨年10月の宣言で、成年後見制度には「意思決定の支援という点からは改革すべき課題がある」として、困難を抱える人の意思決定を家族や福祉・医療従事者が支えるための制度を求めている。

認知症や障がいを理由に能力や権限を制限してはならない。高齢者、障がい者の意思決定を支援する制度整備が最優先だ。それに反するような法律は許されない。

## 凸凹なし つまづきにくい歩行誘導マット、盲学校で活躍 佐藤仁彦

朝日新聞 2016年4月7日

歩行誘導ソフトマットはゴム製で、表面が滑りにくく加工してある



視覚障害者が足裏の感触で歩く方向を認識できるゴム製の歩行誘導ソフトマットが、松本盲学校（長野県松本市）で活躍している。6日の入学式でも、会場となった体育館の床に約30メートル敷かれ、新入生らの入場に使われた。

このマット「ホドウクン・ガイドウェイ」を製造しているのは、大阪府八尾市の錦城護謨（きんじょうごむ）。

30センチ四方のパーツをつなげることで、誘導路を作れる。特徴は、断面が台形になっていることだ。中央部は厚みが7ミリあり、クッションをきかせてある。そして、縁に向かって薄くなる。床との段差はほとんどないため、つまづきにくい。点字ブロックの誘導路では、車イスやベビーカーが引っかかる課題があったが、それも解消された。

**精神科、患者拘束1万人超す...10年間で2倍に** 読売新聞 2016年04月08日

精神科で身体拘束を受ける患者の数が、2013年の調査日に1万人を超え、10年間で2倍に増えたことが厚生労働省の調査で分かった。

閉鎖した個室に隔離される患者も1万人に迫り、増加を続けている。

調査は、精神保健福祉資料作成のため、毎年実施している。精神科がある全国の病院から6月30日時点の病床数や従業者数、在院患者数などの報告を集計、今年は13年分がまとまった。

患者の手足や腰などを専用の道具でベッドにくくり付ける身体拘束や、保護室と呼ばれる閉鎖個室に入れる隔離は、本人や他人を傷つける行為を防ぐため、精神保健指定医の資格を持つ医師の判断で行う。12時間以内の隔離は指定医資格を持たない医師でも行える。

**道内6市でマイナンバーカード不具合 システム障害で設定不能に**

北海道新聞 2016年4月7日

マイナンバー制度の個人番号カードの交付作業に際し、カードに内蔵されたICチップが使用不能となるトラブルが相次いでいる。少なくとも北見や札幌など道内6市で確認されたほか、横浜市など道外の政令指定都市でも起きているという。これ以外にもトラブルが相次ぎ、交付が進まない状況が続いている。

カード発行を担う地方公共団体情報システム機構（東京）によると、氏名や住所などが記録されるICチップが使用不能となるトラブルは、交付時に暗証番号を設定する際や事前作業などで発生している。

**道内人口上位10市の個人番号カードの交付状況**

	ICチップ使用不能トラブルの有無	申請数	実際に交付した枚数
札幌	有(少なくとも十数件)	約14万	約1万1千
旭川	無(カードの初期不良は若干あった)	2万3475	2934
函館	無(カードの初期不良は数枚あった)	1万8374	5643
釧路	有(件数は把握していないが事前作業の段階で発生)	1万1337	4270
苫小牧	有(具体的な数字は把握していないが数件)	1万3743	2429
帯広	有(事前作業の段階で1、2件発生)	1万1352	3187
小樽	無(枚数は把握していないがカードの初期不良はあった)	8409	4360
江別	無(カードの初期不良は数件あった)	8189	2667
北見	有(事前作業でも交付時にもあった。約20件)	9415	5565
千歳	有(事前作業でも交付時にもあった。数件)	8371	3262

市役所などの窓口の端末から自治体のサーバーにアクセスが集中すると負荷がかかり、処理がストップして機構のシステムにデータが反映できなくなるのが原因という。

カードは窓口で交付できなくなり、自治体での再設定も不可能となる。現状では、機構が1週間以上かけてカードを再発行するしかない。機構は週内にも改修したシステムを横浜市で試行。結果を踏まえ、全国の自治体に広げる方針という。

北海道新聞が道内の人口上位10市に取材した

ところ、6日までに北見、札幌、釧路、苫小牧、帯広、千歳の各市で同様のトラブルが発生していた。

トラブルは他にもある。機構によると、1月下旬に全国の自治体に送付された約2万6千枚にカードの不具合という初期不良が見つかった。ICチップのトラブルも含めて、道内発生分の詳細は分かっていない。

こうした事情により、交付は滞ったまま。総務省によると、全国で約961万件の申請に対し、交付できたのは2割強の約235万枚(3日現在)。道内では3月末までに、小樽

市や北見市で5割を超えたが、約14万人が申請した札幌市では1割以下の約1万1千枚にとどまる。

### 知的障害者チーム支援 JFL・MIOびわこ滋賀 京都新聞 2016年04月07日



MIOの「育成選手」としてコーチから練習着をもらう遠藤選手  
サッカー日本フットボールリーグ（JFL）のMIO  
びわこ滋賀（草津市若竹町）が知的障害者のサッカーチ  
ームを支援している。ボランティアで指導者を派遣して  
いるほか、知的障害者サッカーの関西選抜に選ばれた2  
選手を今年からMIOの「育成選手」と位置づけ、競技  
力向上をサポート。2018年の知的障害者ワールドカ  
ップで日本代表を輩出するのが大きな目標だ。

県内には、県障害者スポーツ協会に登録している知的  
障害者のサッカーチームが三つある。MIOが支援する  
のは、甲賀市を拠点に活動する「FC滋賀」。週1回の練習には他チームの優秀な選手も集  
まり、県の強化の場になりつつある。

4年前、知的障害のある長男を持つMIOの権田五仁代表（49）がクラブの社会貢献  
を兼ね、コーチを連れて無償で教え始めた。「健常者に比べ複雑な練習メニューだと理解で  
きない選手もいる」といい、明快な指導を心掛ける。コミュニケーションを取るのが苦手  
な選手もいるため、頻繁に声掛けをする。

選手が上達する意欲を高めようと、1月の全国地域対抗選手権で関西選抜の優勝に貢献  
した橋本一騎選手（27）＝日野町＝と遠藤遼選手（18）＝甲賀市＝をMIOの育成選  
手として迎え入れた。両選手に練習着を提供し、トップチームの基礎練習や試合運営にも  
加わってもらうという。

橋本選手は「MIOの一員になれて光栄。JFLの高いレベルの練習を体験できる」と  
喜ぶ。2年後にロシアである知的障害者ワールドカップを目指す遠藤選手は「MIOの支  
援で、あまり知られていない障害者サッカーが広まれば」と願う。

MIOは、両選手が日本代表を目指すうえで遠征費などが必要になった場合援助する  
という。FC滋賀の監督を務める権田代表は「サッカーを皮切りにさまざまな競技で障害者  
アスリートが活動しやすい環境をつくっていききたい」と、県内のパラスポーツ振興を模索  
している。

### リコー 金沢に開発拠点

読売新聞 2016年04月08日



谷本知事に事業内容を説明するリコーの三浦社長（左手前）ら（5  
日、県庁で）

#### ◆ヘルスケア部門に初参入

大手精密機器メーカーの「リコー」（本社・東京）が、  
ヘルスケア部門の製造と研究の開発拠点として金沢市に  
進出することになった。金沢工業大との産学連携で医療  
機器事業の研究開発を進める計画で、コピー機をはじめ  
とした画像処理分野で世界的なシェアを誇るリコーのヘル  
スケア事業への参入は初めてとなる。

リコーによると、同社は、横河電機（東京）が手掛けてきた、神経活動を画像化する事  
業を買収。横河電機の金沢事業所を借り、金沢工業大との共同研究を進める。脳や脊椎の  
神経活動で生じる微弱な磁場を計測することで、神経活動をより詳しく可視化できる装置  
の開発・製造を進めるとした。

リコーの画像処理技術を神経活動の「見える化」に応用する取り組みで、磁気共鳴画像

装置（MRI）だけでは分からなかった神経活動と機能の働きを体への負担なく画像診断できるようになるという。脳神経の診断では認知症や発達障害などの早期発見、脊髄神経では脊髄の障害箇所の特定などが期待されている。

谷本知事に県内進出と事業内容を報告するため、5日に県庁を訪れたリコーの三浦善司社長は「高齢化で市場の拡大も見込まれ、画像処理技術を社会に役に立てたい」と意気込みを語った。2025年度のヘルスケア事業の売り上げを500億円と見込んでいることも明らかにし、海外拠点を活用し、海外での販路拡大に取り組む方針も示した。

谷本知事は「世界のトップ企業による進出を歓迎したい。必ずや大きな成果が出るよう、県としてもしっかりとサポートする」と連携を約束。同席した金沢工業大の大沢敏学長は「夢のある技術を間近で見ることで、学生が技術者を目指すきっかけになれば」と語った。

### 虐待死年間350人の可能性、国把握の3倍超か 日本小児科学会が推計

#### 虐待死の可能性のあるケース

激しく揺さぶられ脳を損傷する「乳幼児揺さぶられ症候群」

子どもだけでの入浴による溺死など保護者が監督を怠った事例

適切な治療を受けさせない「医療ネグレクト」

産経新聞 2016年4月8日

日本小児科学会は8日までに、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子どもが全国で年間約350人に上るとの推計を初めてまとめた。東京都や群馬県など4自治体分のデータ分析に基づく試算だが、厚生労働省の平成23～25年度の集計では年69～99人（無理心中も含む）で推移しており3～5倍になっている。

調査は、学会の「子どもの死亡登録・検証委員会」が担当した。委員会所属の小児科医が働いている群馬県と

東京都、京都府、北九州市の4自治体で、23年に死亡した15歳未満の子ども（東京都は5歳未満のみ）368人を分析。医療機関の協力を得て死亡事例を検証し、一部は担当医らへの聞き取りもした。

その結果、7・3%に当たる27人は「虐待が死亡の原因だった可能性がある」と判定。

（1）激しく揺さぶられ脳を損傷する「乳幼児揺さぶられ症候群」（2）子どもだけでの入浴による溺死など保護者が監督を怠った事例（3）適切な治療を受けさせない「医療ネグレクト」などが確認された。

国のデータから全国で1年間に亡くなる子どもを約5千人と想定し、4自治体の割合を全国規模に換算すると、虐待死の可能性のあるのは約350人になるとしている。

### 養護施設など退所の少年を自立支援 「職親の会」児相と連携へ 熊本

西日本新聞 2016年04月07日

自立援助ホームで暮らし、自身の建設会社で働く少年たちと談笑する「職親」の浜崎さん

児童養護施設などを退所した少年たちの自立を後押ししようと、非行歴のある少年らを雇用する事業主たちでつくる「職親の会」（熊本市）が動きだしている。熊本県内の児童相談所（児相）と連携し、高校を中退したり、途中で仕事を辞めたりした主に10代後半の少年たちを積極的に雇用する方針だ。自立は少年たちにとってハードルが高く、児相側は「理解ある事業主の元で、見守られながら成長できる」と期待している。

虐待や貧困など、さまざまな理由で児童養護施設や里親などの元で暮らす子どもへの支援は、児童福祉法の規定で原則18歳になると切れる。以降は自立が求められ、就業支援や生活援助を受けられる自立援助ホームに移っても20歳までしか利用できない。精神的に不安定



を受けられる自立援助ホームに移っても20歳までしか利用できない。精神的に不安定

だったり、自己肯定感が低かったりする少年少女も少なくなく、県中央児相の沼田宗生所長は「働き始めても短期間で退職するケースも多い」と指摘する。

職親の会は、少年院を出たり保護観察中だったりする少年に働く場を提供し、更生の手助けをする事業主27人で構成する。職種は土木関係や飲食店、特別養護老人ホームなど幅広い。八代児相の高三瀨（たかみずま）晋所長は「その子を丸ごと受け入れて、見守ってもらえるところが職親の魅力」と話す。

「職親」の一人で、非行歴のある少年たちを10人以上雇用してきた建設会社経営浜崎敏幸さん（32）＝熊本市西区＝は「いたいならずっといていいし、将来就きたい仕事を見つける期間にしてもいい」と少年たちに温かい目を向ける。自立援助ホームから浜崎さんの会社に勤める少年もいる。

八代児相は現在、高校を中退した10代少年と複数の「職親」を訪問し、雇用先を探している。今後は適性を見極めながら、少年と一緒に就職先を決めていくという。高三瀨所長は「少年たちには、何度失敗しても、長い目で見たときに少しずつ階段を上ってほしい」と職親の元で経験を積む過程にも注目する。

児相側は、社会的養護が必要な児童を家庭的な環境で育てるため、里親を増やしたい考え。沼田所長は「安心できる就職先の見通しが立てば、里親の負担を軽減でき、里親を増やす追い風にもなる」と職親の会との連携に力を入れていく方針だ。

## 児童虐待への対応 弁護士との連携考える



NHK ニュース 2016年4月8日  
児童相談所が虐待のおそれがある子どもを保護する際などに法的な問題が起きないように、行政と弁護士との連携について考えるシンポジウムが7日夜、東京で開かれました。

東京弁護士会が東京・霞が関で開いたシンポジウムには、弁護士や児童福祉司などおよそ80人が参加しました。一部の児童相談所では、虐待のおそれがある子どもを保護する際などに、法的に問題がないか速やかに判断するため

め弁護士を配置する動きがあり、シンポジウムでは、行政と弁護士との連携について意見を交わしました。

この中で、東京・豊島区の児童虐待の担当者は「弁護士に親への対応を考える会議に参加してもらったり、家庭訪問に同行してもらったりしているので助かっている」と述べました。一方、別の自治体の参加者からは「専門知識がない弁護士との連携では意味がないので、児童虐待に詳しい弁護士に来てもらいたい」という要望が出ました。

シンポジウムを企画した東京弁護士会の川村百合弁護士は「現状では、弁護士と自治体の連携は不十分だと感じている。虐待の専門知識を身につけた人材を確保し、行政との連携を進めていきたい」と話していました。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

